

●香川県告示第411号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 （昭和35年香川県告示第189号（海岸保全区域の指定）で指定した讃岐阿波沿岸引田港海岸引田地区
 海岸の海岸保全区域は、廃止する。）

平成20年9月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	引田港	引田	<p>1 指定場所 東かがわ市引田字川向2984-4番地から 東かがわ市引田字川向2767-34番地まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点17までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1から補助点10までを順次結んだ線及び補助点10と基点17を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 四等三角点 城山 （北緯34度13分59.6321秒、東経134度24分32.9606秒）</p> <p>基点1 基準点から206度40分28秒、256.28メートル、東かがわ市引田字川向2984-4番地の1号表示杭</p> <p>基点2 基点1から275度29分16秒、103.82メートル、東かがわ市引田字川向2984-4番地の2号表示杭</p> <p>基点3 基点2から296度19分33秒、40.47メートル、東かがわ市引田字川向2984-9番地地先の3号表示杭</p> <p>基点4 基点3から308度00分53秒、17.77メートル、東かがわ市引田字川向2984-9番地地先の4号表示杭</p> <p>基点5 基点4から332度03分43秒、36.41メートル、東かがわ市引田字川向3008-4番地地先の5号表示杭</p> <p>基点6 基点5から292度25分20秒、44.15メートル、東かがわ市引田字川向2950番地地先の6号表示杭</p> <p>基点7 基点6から230度54分23秒、52.05メートル、東かがわ市引田字川向2895-4番地地先の7号表示杭</p> <p>基点8 基点7から216度25分54秒、55.15メートル、東かがわ市引田字川向2885-2番地地先の8号表示杭</p> <p>基点9 基点8から128度10分56秒、11.11メートル、東かがわ市引田字川向2878番地地先の9号表示杭</p> <p>基点10 基点9から203度11分28秒、27.99メートル、東かがわ市引田字川向2878番地地先の10号表示杭</p> <p>基点11 基点10から281度56分45秒、14.21メートル、東かがわ市引田字川向2877-3番地地先の11号表示杭</p>

		<p>基点12 基点11から202度35分02秒、58.22メートル、東かがわ市引田字川向2774-9番地地先の12号表示杭</p> <p>基点13 基点12から173度39分14秒、61.84メートル、東かがわ市引田字川向2774-3番地地先の13号表示杭</p> <p>基点14 基点13から138度46分15秒、68.07メートル、東かがわ市引田字川向2767-40番地の14号表示杭</p> <p>基点15 基点14から63度06分57秒、128.54メートル、東かがわ市引田字川向2767-70番地の15号表示杭</p> <p>基点16 基点15から172度52分27秒、118.37メートル、東かがわ市引田字川向2767-71番地の16号表示杭</p> <p>基点17 基点16から276度06分06秒、71.49メートル、東かがわ市引田字川向2767-34番地の17号表示杭</p> <p>補助点1 基点1から180度51分07秒、44.12メートルの点</p> <p>補助点2 基点2から175度25分49秒、46.62メートルの点</p> <p>補助点3 基点4から216度35分03秒、44.31メートルの点</p> <p>補助点4 基点5から236度20分17秒、40.20メートルの点</p> <p>補助点5 基点7から150度57分37秒、35.55メートルの点</p> <p>補助点6 基点12から122度36分10秒、43.91メートルの点</p> <p>補助点7 基点14から21度54分03秒、35.24メートルの点</p> <p>補助点8 基点15から36度55分50秒、50.23メートルの点</p> <p>補助点9 基点16から134度28分29秒、56.38メートルの点</p> <p>補助点10 基点17から174度04分53秒、35.79メートルの点</p>
--	--	--